

喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の策定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により技術的に最適な業務委託者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 「喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 業務委託契約を締結した日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
※ 個別施設計画の策定作業は平成 31 年度末（予定）まで行うものであるが、平成 30 年度履行期日までに施設整備の方針の検討を行う。
平成 31 年度は施設整備の計画の検討を行うが、契約については、当該年度の予算が議決され、かつ平成 30 年度の履行状況が良好な場合に限り、再度契約を行うものとする。
- (4) 契約上限額 平成 30 年度 12,744,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ 平成 31 年度は平成 30 年度と同額程度を予定している。
※ 提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 基準日（平成 30 年 5 月 30 日（参加申込書の提出期限））時点で平成 29・30 年度喜多方市工事等の請負有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 役員等が喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年喜多方市条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請けとして国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有するものであること。

※ 同種業務とは「公共施設長寿命化（保全）計画」、「公共施設再編（再配置）計画」
またはそれに類する策定支援業務をいう。

また、類似業務とは公共施設全般におけるマネジメント関連業務（「公共施設等総合管理計画」等）をいう。

4 スケジュール

(1) プロポーザル公告	平成 30 年 5 月 16 日（水）
(2) 質問書の提出期限	平成 30 年 5 月 23 日（水）
(3) 質問書に対する回答期限	平成 30 年 5 月 25 日（金） 予定
(4) 参加申込書の提出期限	平成 30 年 5 月 30 日（水）
(5) 技術提案書等の提出期限	平成 30 年 6 月 13 日（水）
(6) 1 次審査（書類審査）	平成 30 年 6 月 27 日（水） 予定
(7) 1 次審査結果の通知	平成 30 年 6 月 29 日（金） 予定
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	平成 30 年 7 月 11 日（水） 予定
(9) 2 次審査	平成 30 年 7 月 11 日（水） 予定
(10) 2 次審査結果発表及び通知	平成 30 年 7 月 13 日（金） 予定

5 実施要領等の配布

(1) 配布書類

① 喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託公募型
プロポーザル実施要領（本書）

② 仕様書

(2) 配布期間 平成 30 年 5 月 16 日（水）から平成 30 年 5 月 30 日（水）まで

(3) 配布方法

① 喜多方市ホームページ (<http://www.city.kitakata.fukushima.jp>) からダウンロード

② 「16 問い合わせ先」での配布（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、土・日・祝日を除く。）

6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 受付期間

平成 30 年 5 月 16 日（水）から 5 月 30 日（水）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

② 会社概要（様式 2）

③ 業務実績（様式 3）

④ 業務実績として様式 3 に記入した業務の契約書の写し

⑤ 会社概要の分かるパンフレット等（既存のもので可）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、簡易書留とし封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と書き、提出期限までに届くように発送すること。

持参の場合は、受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に受付ける。(土・日・祝日を除く。)

提出先は「16 問い合わせ先」のとおり。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問があるときは、質問書(様式 4)を作成し、下記により提出すること。

(1) 受付期間

平成 30 年 5 月 16 日(水)から 5 月 23 日(水)午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

下記「16 問い合わせ先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、質問書(様式 4)を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に受付ける。(土・日・祝日を除く。)

提出先は「16 問い合わせ先」のとおり。

(3) 質問に対する回答

平成 30 年 5 月 25 日(金)までに質問者に対し回答する。また、喜多方市ホームページにおいて公開する。

8 技術提案書等の作成及び提出

本プロポーザルでは、個別施設計画の策定期間(平成 30 年度から平成 31 年度まで)の提案を求めるものです。

(1) 技術提案を求める事項

仕様書に掲げる業務内容の各項目について実施方法、スケジュール等について具体的な提案を行うこと。

(2) 提出書類

① 技術提案書(様式 5-1)

② 技術提案書(様式 5-2)

- ・ 用紙は、原則 A 4 判片面 20 枚以内とする。(ページ番号を付番すること。)
- ・ A 3 版の資料を挿入する場合は、片面とし、A 4 判 2 ページ分とカウントすること。(A 4 判サイズに折ること。)
- ・ 文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。
- ・ 文章の文字サイズは 10 ポイント以上、イラスト、イメージ図の注釈等は 8.0 ポイント以上とすること。
- ・ 技術提案書の提出は、1 者につき 1 提案とする。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

③ 業務実施体制調書（様式 6）

- ・ 本業務を担当することとなる管理技術者 1 名及び担当技術者の配置、業務分担について記述すること。なお、他企業やアドバイザー等の社外協力体制がある場合は、その内容も記載すること。
- ・ 用紙は、A 4 判（縦使い）片面 1 枚とすること。
- ・ 文章の文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

④ 配置技術者経歴書（様式 7）

- ・ 管理技術者 1 名及び担当技術者について、実務経験年数、類似業務従事実績等を記入すること。また、他業務との兼務状況も併せて記入すること。

⑤ 提案見積書（様式 8）

- ・ 本業務に必要な経費を算出し、平成 30 年度分及び平成 31 年度分の見積額を記入すること。（消費税及び地方消費税を含む。）
また、積算の内訳を添付すること。（任意様式）

(3) 受付期間

平成 30 年 5 月 16 日（水）から平成 30 年 6 月 13 日（水）午後 5 時 15 分まで

(4) 提出方法

下記「16 問い合わせ先」に持参すること。受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に受付ける。（土・日・祝日を除く。）

(5) 提出部数

10 部

9 審査委員会

審査にあたって、庁内に「喜多方市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

10 審査項目等

審査項目、審査基準及び配点は下記のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
企業の実績	・ 同種業務の実績の程度	10 点
配置技術者の実績	・ 技術者資格及び事務実績等の程度	20 点
技術提案等	・ 業務内容の理解度、実施手順及び工程の妥当性 ・ 的確性、実現性及び独創性 ・ 専門技術力、取組み姿勢	60 点
見積額	・ 業務コストの妥当性	10 点
合計		100 点

11 審査

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査の概要

提出された技術提案書等の内容を審査し3者程度を選考し、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を要請する。

② 審査結果

1次審査結果は技術提案書等提出者全員に書面で通知する。

③ 審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

(2) 2次審査

① 審査の概要

プレゼンテーション及びヒアリングによる評価と1次審査の評価との総合評価により第1位委託候補者及び第2位委託候補者を選考する。

② 審査結果

2次審査結果は2次審査参加者全員に書面で通知する。

審査結果は、本市ホームページでも公表する。なお、公表する項目は次のとおりとする。

- ・ 参加者の名称
- ・ 審査結果（第1位候補者及び第2位候補者の名称）
- ・ 得点（第1位候補者及び第2位候補者以外は名称を伏せたいうえで公表）

③ 審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日程等

① 期日 平成30年7月11日（水）予定

② 場所 喜多方市役所 ホール棟 2階 大会議室

(2) 方法

① 1次審査通過者を対象に、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。1者あたりの時間は30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）の予定である。詳細については、1次審査の審査結果通知により通知する。

② プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は本業務に係わる予定の者3人以内とすること。

③ プレゼンテーション等に求める内容は、技術提案書（様式5-2）及び業務実施体制調書（様式6）に関するものとする。

13 業務委託契約

(1) 契約の締結は、第1位候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2項に基づき随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、技術提案内容（見積書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

- (2) 第1位候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行う。

14 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 上記3に定める参加資格等を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を順守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の審査委員又は本市関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 採択された技術提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、喜多方市情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。
- (5) 契約後において、業務実施体制調書（様式6）に記載した管理技術者、担当技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできない。

16 問い合わせ先（書類提出先・質問送付先）

喜多方市総務部財政課管財室

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

電話番号（直通） 0 2 4 1 - 2 4 - 5 2 5 2

F A X 0 2 4 1 - 2 5 - 7 0 7 3

E-mail zaisei@city.kitakata.fukushima.jp